

## 第9章 事後調査計画

### 9.1 事後調査計画

予測・評価の結果、並びに環境保全措置を踏まえて、表 9-1-1 に示すとおり事後調査を行う。なお、事後調査結果については、地元公表するとともに、適時、広島市に報告することとする。

#### 9.1.1 地下水汚染

地下水汚染調査結果（図 7-6-2, P7-65 参照）に示すとおり、砒素及び鉛は地下水汚染等検査項目の基準値を超える値がみられたことから、砒素は月 1 回（季節変動があるため）、鉛は年 1 回の調査を実施する。調査地点は、観測井戸 3 ヶ所及び放流槽の計 4 地点（図 7-6-1, P7-63 参照）とする。

#### 9.1.2 水象

水象調査結果（図 7-7-2, P7-71 参照）に示すとおり、当該処分場の下流域の観測井戸は降雨の影響により地下水位が変動しているが、地下水位は不確実性を伴うので、水位測定を月 1 回行う。調査地点は、観測井戸 3 ヶ所（図 7-7-1, P7-70 参照）とする。

#### 9.1.3 植物

植物調査結果（表 7-10-11, P7-163 参照）に示すとおり、エビネ及びキンランが生育しているが、事業計画の実施により、生育地の一部を消失することから、専門家の助言を受けながら移植を行う。このため、生育状況に応じて植物調査を実施する。

表 9-1-1 事後調査計画概要

調査項目	調査時期	調査方法等	調査地点及び調査頻度
地下水汚染	埋立期間中	地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平成 9 年環告 10 号)	観測井戸 3 ヶ所及び放流槽、月 1 回
			観測井戸 3 ヶ所及び放流槽、年 1 回
水象	埋立期間中	測深ロープ等により水位を測定	観測井戸 3 ヶ所、月 1 回
植物	生育状況により判断する	現地踏査による	生育状況により判断する

### 9.2 事後調査後の対応方針

事後調査の結果により、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合、表 9-2-1 に示すとおり対応方針を検討する。

表 9-2-1 対応方針

項目	対応方針
地下水汚染	基準値（地下水等検査項目）を上回った場合は原因を究明するとともに適切な措置を講じることとする。 具体的には、埋立て以前の観測井戸 No.1 から最高で砒素 0.022mg/l、鉛 0.13mg/l（P3-28, 図 3-1-7(2)参照）が検出されており、この最高値を上回る場合は、直ちに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止するとともに、水質調査の頻度を高める等の対策を講じ、原因を追求することとする。なお、砒素及び鉛の高濃度状態が長期間にわたる場合は処理施設の設置等の検討を行う。
	水象
植物	エビネ、キンランの再移植を行う。